

## えひめ商工会だより「チラシ同封サービス」運用要綱

1. 本サービスは、東温市商工会（以下、「本会」という。）の会員企業の販路拡大及び発展に資する事を目的とする。利用は、本会会員企業及び行政または公的団体のみとする。
2. 本サービスは、愛媛県商工会連合会が発行する「えひめ商工会だより」を本会が会員宛に発送する際に、会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および利用に対して信用を供与するものではない。  
また、本サービスの利用者（以下、「利用者」という。）は下記事項を遵守しなければならない。
  - 1) 公序良俗に反しないこと。
  - 2) 関係法規に違反しないこと。
  - 3) 政治性、宗教性がないこと。
  - 4) 虚偽、または誤認される恐れがないこと。
  - 5) 他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
  - 6) その他、当該サービス運用上不利益と認められないこと。
3. 同封物の内容については、本会が定める広告掲載基準にそぐわない場合やその他の理由により不相当と認められる場合、本サービスを利用することは出来ない。
4. チラシおよび広告の内容に関する責任は、全て利用者に帰属する。
5. 本サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等については、本会は一切の責任を負わない。
6. 料金については、別途定める料金体系に基づき、当該書類を同封した「えひめ商工会だより」を発送後、1ヶ月以内に納入すること。
7. 「えひめ商工会だより」に同封する書類は、原則としてA4版のチラシとし、A3版等の場合は、当該書類をA4サイズに折った状態で納品すること。
8. 「えひめ商工会だより」に同封する書類は、必要部数（650部）を用意し、発送月前月の25日までに本会が指定する場所へ納品すること。なお、残部が生じても返却はしないこととする。
9. 利用者は、本要綱に同意の上、別紙利用申込書に必要事項を記入・押印し、サービス利用月の15日までに、同封書類のサンプル（または原稿）と共に本会へ提出することとする。

### 付 則

- 1 本要綱は、平成30年9月20日から実施する。